## 【質問・意見等】人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務

佰悉	記載頁·部分	記載項目・内容	質問及び意見等	神中	回签
-5K III	BU-EASK HP/J	3.9. 第4次システム更改に係るプロ ジェクト管理支援及びベンダーマネジ	この項全文削除されたい。	第4次システム更改に係る以下の事項を実施することが業務となるが、第4次システムについては、2.2 表 No.6の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」	御意見を踏まえ、3.9.を修正いたしました。御認識のとおり第4次システム更改は 「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」において整理・決定するものとな
		メント等の対応支援		において、これから調査研究を行うこととなっており、現時点では、プロジェクトの規模等が見通せず、工数の見積もり等が不可能であるため。	りますので、その結果として仕様書に記載の工数に増減が生じる場合は必要な仕様変更等を行う予定です。なお、第4次システム更改は第3次更改システムの運用と
				・プロジェクト管理の基本となる進捗管理、課題管理、リスク管理	る。 はい、ボース はい、ボース のはい ボース とはい かっぱい にっしん でい
١.	6			作成支援 ・ 第4次システム更改に関係する事業者から提出される成果物等のレビュー支援	す。
1 '	б			・ 各種ベンダーマネジメント支援	
2	6	3.10. 人事・給与システムに関する 中・長期的な諸課題への対応支援	この項全文削除されたい。	中・長期的な諸課題の検討は、2.2 表1 No.6の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」の中で行うべきであり、1.3 調達目的および期待する効果の「中長	第4次システム更改に直接関係しない諸課題も生じ得ることが考えられることから、御指摘の記載は維持することとします。
		3.11 人事・給与システムに係るプロ	  契約締結前に作業を実施し、かつ、その経費を事業者が負担する行為は、次の条件	期的なプロジェクト管理体制の確保」とは目的を異にすると考えられるため。 特に「受託者の人件費に係る部分を除く」とされており、事業者に対して、無償で	御指摘のとおり修正します。
		ジェクト管理支援業務の円滑な引継ぎ		何に「文託省の人行員に除る印力を除く」とされてあり、事業者に対して、無償で の便益供与をもとめているとの誤解を生じかねないため。	神田神のとおり修正しまり。
		受託者は現行事業者から引継ぎを受	・本作業で発生する全ての費用は、調達での契約金額に含まれていること ・何らかの理由により契約締結ができない場合には、発生した費用の全てを支払っ		
3	6	け、その旨の報告を、委託契約開始日 前までに、委託者へ行うこと	ていただくこと 上記の条件を明記いただきたい。		
3	Ů	ならびに	上記の末行を切配いただとだい。		
		その引継ぎ内容に必要となる経費(受			
		だめ引起され谷に必要となる経貨(受 託者の人件費に係る部分を除く。)は 委託者又は現行事業者の負担となる。			
		3.11 人事・給与システムに係るプロジェクト管理支援業務の円滑な引継ぎ	上記での、現行事業者、本調達の受託者、ならびに次の受託者が混在しているため、誤解が生じないよう容易に区別ができる呼称を検討いただきたい。	誤解が無いように確認させていただきたい。	御指摘のとおり修正します。なお、後段部分については、御理解のとおりです。
		(2) 次の受託者への引継ぎ	の、 会和6年度受託者と令和11年度受託者など)   その上で、		
4	6	引継ぎ内容については人給専任部門 の承認を受けるものとし、その引継ぎ	「その引継ぎ内容に必要となる経費(次の受託者の人件費に係る部分は除く。)		
			受託者の費用には含まない。令和6年度受託者が令和11年度受託者に対し行う引継ぎ		
		者又は受託者の負担となる。 4.1 作業実施体制と役割	11年後は5月11年後交託有貨用を除いて5月110年後交託有の貨用に含むこの程序で及いか。 該当責任者の役割が他の責任者と区別を理解できるよう説明を追記いただきたい。	誤解が無いように確認させていただきたい。	御指摘を踏まえ「計画・設計管理責任者」を削除します。
5	8	表 4 本業務における組織等の体制と役割	試当責任者の役割が他の責任者と区別を埋解とるるよう試明を追記いたとうだい。  計画書、設計書、手順書、計算書等は、アブリケーション改修、マニュアル改訂等   の成果物かと想像するが、それぞれに関する責任者と重複しており区別を明らかに	競牌が無いる 月に埋配させていたださだい。	即拍摘を贈ぶた「前門・改計長生具は有」を削除しより。
		10円 10乗2 計画・設計等理事任者 4.1 作業実施体制と役割	の成本物がと応嫁するが、てれてれに関する責任者と主後しており位別を明らかに 1 エートとだきとい この項全文削除されたい。	本様式項番1の理由の通り、本業務を遂行することは不可能であるため。	「項番 1 の回答のとおりです。
		表 4 本業務における組織等の体制と 役割		第4次更改については、2.2 表1 No.6の「第4次システム更改に向けた調査・研究 業務」により初めてシステム内容が明らかになるものであり、この調査・研究業務	
6	9	項番6 第4次更改管理責任者		を踏まえて別途、これにふさわしい第4次システム更改に係る工程管理支援事業者 を調達するのが通常である。	
				本件プロジェクト管理支援業務受託者は、3.3 会議体等コミュニケーションに関する業務支援 表2人事・給与システムにおける会議体 にある通り、2.2 表1 No.6の	
_		4.2 要員に求める資格等の要件	全文削除されたい(なお、表3項番6は、表4項番6の誤りと思料)。	「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」に係る会議体に参加することを予本様式項番6の理由の通り、「第4次更改管理責任者」を設置して本業務を遂行す	「直番 1 の回答のとおりです」かお「悪島の報記についてけ修正! ます
l .		(2) 担当責任者 ・ AWS 認定のソリューションアーキテ		ることは不可能であるため。	ス曲・シロログにの / く 7 6 '000、田 つび試配に プリ・Cは停止します。
7	10	クト - アソシエイト試験以上に相当する能力を有すること。			
_		(表3項番6のみ) 7.3.複数事業者による共同入札	この項を次のように改められたい。		御均均のとおり修正します
		(4) 共同入札を構成する全ての事業者 は、公的な資格や認証等の取得を除く	「(4) 共同入札の代表者たる事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応	1.6. 複数争条有による共同人権(リビルのの通過)、「複数の争条有が共同人権(リを 場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共 同入札の代表者」が定められ、「共同入札を構成する事業者間においては、その結	PPY   D     N   V   PP
		全ての応札条件を満たすこと。	110011 - 1012 - 100	同の代心がなる自然をあるれた。 下向の代を特別する事業有間においては、ていれて、選挙等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行」い、「事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、	
8	15			その当事者となる当該事業者間で解決」し、「また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること」とされており、一体としての事業遂行能力が求め	
				られており、これで十分であるため。 また、複数事業者それぞれに7.2 受注実績を求めることとすると、各得意分野を活	
				かした複数事業者による共同入札の組成が困難となり、ひいては質の高い本業務の	
9	17	(8) 事業者が閲覧できる資料一覧	現行のプロジェクト管理支援業務に関する資料も閲覧リストに追記いただきたい。	本プロジェクトの規模や難易度を正確に把握するため。	追記の上、事前閲覧資料として現行のプロジェクト管理支援業務に関する資料を準

項番	記載頁·部分		質問及び意見等	理由	回答
10	6	ロジェクト管理支援及びベンダーマネ	本件の契約形態は、請負契約と準委任契約のどちらを想定されているでしょうか? 請負契約である場合は、「3.9 第4次システム要成に係るプロジェクト管理支援及びベンダーマネジメント等の対応支援」については、本調達の作業実施範囲から分離し、令和6年度に調達される「調査・研究業務」よりも後に調達されることを提案いたします。	ついては定義されていない認識です。	御意見を踏まえ、3.9 を修正いたしました。御認識のとおり第4次システム更改は「「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」において整理・決定するものとなりますので、その結果として仕様書に記載の工数に増減が生じる場合は必要な仕様変更等を行う予定です。なお、第4次システム更改は第3次更改システムの適用との連携が必須であり、別途調達予定の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」に係る仕様書において方向性は一定程度確認することが出来ると考えておりま
11	2	1.5. 契約期間 1.6. 作業スケジュール	本業務は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の業務とされています。 一方で役務内容を踏まえると、役務内容又は期間ごとに業務発注を分けることで、 競争性や業務目体の費用対効果の向上も期待できると考えます。複数年度としてい る理由等ありましたらご参取ったださい。	「3、作業の実施内容に関する事項」に記載のとおり、「契約期間の途中で業務の内容に変更が生じる可能性がある」と考えます。年度ごとに注力する課題が異なることが想定されること、業務内容がプロジェクト管理支援業務のみに該当しないことから、業務調達単位を見直した方が効果的な調達になると推察します。	入事・給与システムのアプリケーション改修の工数は既に決まっていること (年800 人月、第4次システム更改を含め年度を超えての検討を要する課題もあることか ら、現行システムが稼働する令和10年度まで一貫して契約する方が適当と考えてお ります。
12	6	ジェグト管理支援及びペンダーマネジ メント等の対応支援	第4 次システム更成に関しては、「2.2. 調達案件の一覧」のNo.6に記載されている 「第4 次システム更改に向けた調査・研究業務」において1200次引きを検討するもの と推察しています。 このことから、本業務では第3 次システムのプロジェクト管理支援業務に注力し、 第4 次システム更改に向けた検討及びプロジェクト管理等の支援は別業務として調 達を行うことが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	る第3次システムの安定的な運用、諸課題の検討、各関係者との調整への支援を行うことを目的としてしています。 これまでの関係者等との調整状況等を鑑み、本業務においては第3次システムの安	御意見を踏まえ、3.9 を修正いたしました。御認識のとおり第4次システム更改は 「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」において整理・決定するものとな りますので、その結果として仕様書に記載の工数に増減が生じる場合は必要な仕様 変更等を行う予定です。なお、第4次ンステム更改は第2次更改システムの適用を の連携が必須であり、別途調達予定の「第4次システム更改に向けた調査・研究 務」に係る仕様書において方向性は一定程度確認することが出来ると考えておりま オ
13	3	1」項番1~3に挙げる業務は、相互 に入札制限の対象とする。		本調達において「アプリケーション改修に係る進捗管理」が含まれているため、 「アプリケーション改修支援業務」を受託したペンダを制限しない場合、競争性が 損なわれると考えるため。	御指摘の調達については、アプリケーション改修そのものを行うものではなく、同 業務について技術的に指導するものであり、アプリケーションに係る進捗管理業務 との利益相反はないと考えるため、入札制限対象とはいたしません。
14	3	2.3 調達案件間の入札制限 相互けん性の観点から本業務と「表 1」項番1~3に挙げる業務は、相互 に入札制限の対象とする。		い場合、競争性が損なわれると考えるため。	「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」は第4次システム更改に係る実作 業 (設計・開発等) を行うものではなく、そのスコープを確定するための業務であ り、本調達による業務と利益相反するものではないと考えるため、入札制限対象と はいたしません。
15	3	3.9 第4次システム更改に係るプロ ジェクト管理支援及びベンダーマネジ メント等の対応支援 ・第4次システム更改に係る仕様書な ど必要資料の作成支援 ・第4次システム更改に関係する事業 者から提出される成果物等のレビュー 支援	左記項目について、要件の削除をご検討いただけないでしょうか。	仕様書などの必要資料の作成支援は「要件定義書の支援」という別工程の業務であり、競争性の観点より、別調達とすることが望ましいと考えるため	「要件定義書の作成」は人事・給与システムに関するプロジェクトを円滑に実施するために必要な業務であり、人給専任部門が行うプロジェクト管理業務の一つであると考えます。そのため、当該業務を支援する役務は本調達で求めるプロジェクト管理支援業務そのものと考えるため、御指摘の記載は維持することとします。
16	2	1.6 人事・給与システム 運用全体スケ ジュール(R5.4時点)	運用全体スケジュール(R5.4時点)において、プロジェクト管理対象は、システム更改は対象にはならない認識でよいでしょうか。	システム更改がプロジェクト管理対象か把握するため。	3.9.のとおりシステム更改についても対象となります。
17	5	3.6 加えて、必要に応じて人給専任部門が行う設計書の妥当性確認や受入テストの支援等も行うこと。	人給専任部門が行う設計とは、どのような設計を想定されているか確認させてください。	設計が業務に関する設計かシステムに関する設計かを把握するため。	人給専任部門が行うのは設計書の妥当性確認等となり、業務目線・システム目線いずれ も想定しております。
18	5	3.8 利用者用マニュアル(人事・給与システム 担当者向け)	届出申請機能マニュアル(一般職員向け)の改定も含まれているため、項目名は誤解を招かないような名称がよいと考えます。	「利用者用マニュアル(人事・給与システム担当者向け)の改訂支援」という項目名称の本 文に届出申請機能マニュアル(一般職員向け)の改訂作業の記載があるため、作業内容 に誤解を招く可能性がある。	御指摘を踏まえ修正します。
19	7	3.12 (2) 成果物の納品方法	用語の統一	(1) 成果物一覧では納入 (2) 成果物の納品方法では納品 と用題がぶれているため、統一した方がよいと考えます。	御指摘を踏まえ修正します。